

## ○北九州市障害者施策推進協議会条例

昭和 47 年 3 月 30 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき、北九州市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6 条例 25・全改、平 17 条例 15・平 23 条例 26・一部改正)

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が任命する。

(平 6 条例 25・一部改正)

(委員の任期)

第 3 条 学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 6 条例 25・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 協議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平 6 条例 25・一部改正)

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから、市長が指名する者をもつて充てる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(平6条例33・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年6月20日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年10月7日条例第33号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月14日から施行する。

付 則 (平成17年3月31日条例第15号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第53号で平成17年4月18日から施行)

付 則 (平成23年9月30日条例第26号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第53号で平成24年5月21日から施行)